

## 第5期 雲南市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 平成27年5月22日(木) 13:30~14:45

2. 場 所 木次町 サンワーク木次 多目的ホール

### 3. 出席委員(31名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	4番 竹内 勉	5番 片寄健治
6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	10番 周藤寛洲
11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣	14番 高田 耕
15番 青木征温	16番 内部武雄	19番 白築美雄	20番 中西康一
21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博
25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	27番 持田明典	29番 山本裕子
30番 高島幹雄	31番 陶山直利	33番 藤原 好	34番 山本博子
35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎	

4. 欠席委員(6名) 3番 岡田康弘 9番 永井尚二 17番 柳原昌広  
18番 白築 進 28番 川上蘆求 32番 小田久義

遅刻届出委員(0名)

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文  
主 幹 高橋知恵美 副主幹 大塚雄彦

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第70号 島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第71号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第72号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第73号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第74号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は31名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第11回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、21番嘉本輝雄委員、22番渡部満憲委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p>
議 長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について</li> <li>・農地等返還通知使用貸借解約の返還通知の受理について</li> <li>・合意解約届出の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・会議等の予定について</li> </ul>
議 長	<p>事務局から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>以上で質疑を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第70号島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第70号島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」であります。</p> <p>島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員は4名の方にお出かけいただいております。現委員の任期は、平成27年6月13日までです。これから選出いただく方の任期は、平成27年6月14日から平成28年6月13日です。現在の委員は、大東町は渡部満憲委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は松原利廣委員、三刀屋町は柳原昌広委員の4名です。</p> <p>以上、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。
16番	16番内部です。議第70号は人事案件でございます。運営委員会で協議しまして、任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願いするかたちを取っているところですが、先ほど、事務局から現在の委員さんの発表があったところですが、皆さん方のご賛同が得られれば、大変でしょうが引き続き任期いっぱい其々の委員にお務めいただければと思います。
議 長	事務局並びに運営委員長から説明、提案がありました。ご質疑がございますか。  (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	次に、討論を行います。討論はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	先ほど、運営委員長より留任ということで発言がありました。お諮りいたします。  「議第70号島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、現在の委員、大東町は渡部満憲委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は松原利廣委員、三刀屋町は柳原昌広委員を留任とし選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、決定することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。  よって、「議第71号島根県農業協同組合雲南地区本部雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について」は、提案のとおり留任とし、選出することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議第70号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書8ページをご覧ください。「議第71号農地法第3条の規定による許可申請

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外8筆、地目は登記簿・田、現況・畑5筆、登記簿・現況とも畑4筆、面積は合計で6,822㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、申請事由は、「県外に居住しており、土地管理、耕作ができないため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「農地付空き家制度を利用し譲り受ける」ということです。本件は空き家付農地として4月の総会において登録されたものです。土地代は空き家付農地ということで農地部分について無償ということです。確認は鳥谷委員です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、田、現況、畑で面積は合計で13.41㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「農地を交換により譲り渡す」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「交換により譲り受ける」ということです。土地代は等価交換ということで無償です。確認は〇〇委員です。図面の6ページをご覧ください。先ほど説明申し上げました△△-△の交換の相手は、隣接しています△△-△です。既に手続きが終わっておりまして△△△△さんの名義になっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑1筆、登記簿・田、現況・畑1筆で面積は合計で112㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は、「土地の交換により譲り渡す」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「土地交換により譲り受ける」ということです。土地代は等価交換ということで無償です。確認は〇〇委員です。同じく図面の6ページをご覧ください。△△-△、△△-△の交換の相手は、隣接しています右側の真ん中にあります△△-△です。</p> <p>申請番号2番、申請番号3番の2件については、不整形農地を交換により整えたものでそのために農地の所有権を移転するものです。平成15年の県道出雲大東線の道路改良工事の際の代替地として転用許可に関連する手続きは終わりましたが、この部分の所有権移転手続きが終わっていません今回申請されたものです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外6筆、地目は登記簿・現況とも田1筆、登記簿・田、現況・畑5筆、登記簿・雑種地、現況・畑1筆、面積は合計で2,722㎡です。権利の種別は3条使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「経営移譲年金を受給しており、経営移譲のやり直しのため、返還を受けた農地を再度貸し付ける」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は家族ということで無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・田、現況・畑2筆、面積は合計で455㎡です。上記と同じ世帯の案件ですが所有者が□□□□さん、△△△△さんの共有となっており別案件として出たものです。権利の種別、申請事由、譲受人、申請事由、土地代とも上記申請番号4番と同じです。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、外2筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>計で 1,867 m<sup>2</sup>です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は 10a 当り 32,000 円で確認は〇〇委員です。</p> <p>以上、6 件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>
7 番	<p>7 番〇〇です。申請番号 1 番の空き家付農地についてです。譲渡人の□□□□さんのご主人が亡くなられて、現状は梅、果樹、庭木が植えてあり荒廃しているような感じです。譲受人は 26 歳会社員で、全部の農地をきれいに管理するのは難しいかもしれないが、市の空き家付農地制度を活用し空き家に入りたいとのことでした。これまでも地区の自治会でも手伝って草刈りなどをしておられます。面積は 6,822 m<sup>2</sup>と多いわけですが、空き家に入りたいということで、地区をあげて応援していくとのこと。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
1 4 番	<p>1 4 番高田です。討論というより意見のようなことですが、申請番号 2 番、3 番についてです。コメントは交換と書いてあります。事務局の説明を聞かないと、議案書の記載だけではどこの交換かはわかりづらいです。従って、備考にいつの分とか、〇〇番地とか簡潔に書いてあると理解しやすいです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	事務局の方で、次回から説明をつけるということですので、ご理解をお願いします。
議 長	他に討論はありませんか。  (無しの声あり)
議 長	お諮りいたします。 「議第71号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 「議第71号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	それでは次に、「議第72号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書13ページをご覧ください。「議第72号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.60㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は高低差のある山の中にあるため自宅付近に移設したい」とのことです。平成25年8月12日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。 申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は21.98㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は、遠方であり参拝するのが大変で、住居近くの申請地に新設移転したい。また周囲に墓地管理地を設けたい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は1番と同じです。 以上、2件の申請についてご審議をお願いいたします。
議 長	ただ今事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第72号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第72号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第73号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページをご覧ください。「議第67号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地、面積は16㎡、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地、面積は14㎡、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地、面積は28㎡、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地、面積は34㎡、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地、面積は16㎡、合計108㎡です。権利の種別は賃貸借です。貸付人は〇〇町〇〇△△-△については〇〇町〇〇の□□□□さん、〇〇町〇〇△△-△については〇〇町〇〇の△△△△さん、〇〇町〇〇△△-△については〇〇町〇〇の□□□□さん、〇〇町〇〇△△-△については〇〇町〇〇の△△△△さん、〇〇町〇〇△△-△については〇〇市〇〇の□□□□さんです。借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画6台分を建設されます。転用理由は、「隣接地に開店する飲食店の駐車場を整備する」ということです。始末書が提出されておまして、「平成27年5月に事前着手してしまった」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定され</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ております。賃借料は10アール当り 500,000 円、確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となっております。図面の24、25ページをご覧ください。真ん中の部分の△△-△ □□□□さん名義の土地は申請されておられません。未相続の土地として今回の申請に間に合わなかったということで、手続きができ次第申請をされます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は163㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画4台分を建設されます。転用理由は、「申請地を譲り受け、駐車場として整備したい」ということです。農用地区域外、土地代は夫婦ということで無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は123㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は貸駐車場で、駐車区画4台分を建設されます。転用理由は、「申請地を購入し、貸駐車場として転用し会社に貸し付けたい。また、自治会行事等がある場合には、地元へ貸し出す予定としている」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当り 1,626,000 円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は239㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は集合住宅で、貸集合住宅1棟109.61㎡、駐輪場・物置等3棟8.09㎡を建設されます。転用理由は、「申請地を造成し、貸集合住宅を建築する」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。賃借料は親子ということで無償、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は444㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇市〇〇の△△△△、〇〇〇〇さんです。転用目的は個人住宅で、住宅1棟84㎡、駐車区画5台分を建設されます。転用理由は、「現在、兄の家を借り住ましているが、兄家族が帰省することとなり、別の住まいが必要となったため、申請地を譲り受け、住宅を新築したい」ということです。農用地区域外で土地代は10アール当り 15,123,000 円、確認は□□委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>以上5件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願い

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	します。
20番	20番〇〇です。申請番号1番についてです。先般15日に、事務局から事前に着工しているのではとの連絡を受けまして、慌てて現地を見ました。若干工事にかかっていたので、すぐ工事を止めるように話し、始末書を提出するよう指導しました。本人も大変申し訳なかったとのこと。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	他に補足説明はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	次に、討論を行います。討論はございませんか。  (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。
議 長	お諮りいたします。 「議第73号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。  (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 よって、「議第73号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議 長	次に、「議第74号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書19ページ「議第74号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。 今回の案件は大東町6件、加茂町15件、木次町2件、三刀屋町1件、吉田町9件

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>の計 33 件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する、申請番号 1 番、申請番号 10 番の案件がございますので、協議の際「議事参与の制限」にご配慮ください。</p> <p>2 時 40 分頃でお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開します。
議 長	最初に議事参与の制限に係る案件である申請番号 1 番、申請番号 10 番を除く案件についてご審議をいただきます。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。大東町よりお願いします。
26 番	26 番岡田です。大東町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
6 番	6 番日野です。加茂町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
24 番	24 番廣澤です。木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
5 番	5 番片寄です。三刀屋町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
4 番	4 番竹内です。吉田町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第74号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号1番、申請番号10番を除く各件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第74号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号1番、申請番号10番を除く各件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定いたしました。</p>
議 長	次に、議事参与の制限に係る申請番号1番の案件についてのみ審議します。
議 長	雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、8番〇〇委員にはご退席願います。
	( 〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号1番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を大東町より発表させていただきます。
26番	26番岡田です。大東町ですが、申請番号1番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今、大東町より協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第74号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号1番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第74号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号1番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定いたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>( 〇〇委員 着席)</p>
議 長	それでは次に、議事参与の制限に係る申請番号10番の案件についてのみ審議します。
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、21番△△委員にはご退席願います。</p> <p>( △△委員 退席)</p>
議 長	それでは、申請番号10番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を加茂町より発表していただきます。
6 番	6番日野です。加茂町ですが、申請番号10番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今、加茂町より協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第74号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第74号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定いたしました。</p>
議 長	<p>△△委員にはご着席願います。</p> <p>( △△委員 着席 )</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他報告事項】</p> <p>(1) 中山間地域等直接支払交付金第4期対策について</p> <p>(2) 平成27年度経営所得安定対策について</p> <p>(3) 平成26年度農業委員会活動の点検・評価及び平成27年度活動計画について</p> <p>(4) 歓送迎会経費精算について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

---

署名委員

---

署名委員

---